

第3回滋賀県常備消防広域化検討委員会

- 議事録 -

1 日時

平成19年11月20日(火)14時00分～15時30分

2 場所

滋賀県庁本館2階 第2委員会室

3 出席者

(委員)

新川 達郎(同志社大学大学院総合政策科学研究科長、委員長)

夏原 覚(町村会会長、同協会中村次長代理出席)

西岡 義雄(滋賀県消防長会会長、同会中野副会長代理出席)

藤原 いと(滋賀県女性防火クラブ連絡協議会会長)

渡邊 信介(滋賀県医師会理事)

藤井 淑子(滋賀県看護協会会長)

廣瀬 一輝(社団法人滋賀経済産業協会会長、同協会亀田部長代理出席)

以上、10委員中7名出席

目・ 信(市長会会長、欠席)

前川 初子(滋賀県健康推進連絡協議会会長、欠席)

溝口 武(滋賀県消防協会会長、欠席)

(事務局)

上原防災危機管理監、藪内防災危機管理局副局長、坪田参事、福田副主幹

4 議事

(1) 前回までの意見集約について

(事務局)

1ページの意見集約について資料に基づき事務局から説明。

(委員長)

事務局の説明のとおりでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、これでまとめとさせていただきます。

(2) 全県 1 消防本部体制の課題について

(事務局)

2 ページから 3 ページの全県 1 消防本部体制の課題について資料に基づき事務局から説明。

(委員長)

消防本部の一本化について実際にどのように進めていくのか。検討すべき項目は多々あるとの説明があった。

これに対して委員の皆さまからご意見やご質問を伺いたい。

(委員)

平成 24 年度にはできなくて平成 28 年度までということであるが、その理由がわかりにくい。新たに組織を作ることが難しいからか。また、消防業務は市町の業務なのか。

(事務局)

消防は市町の事務である。

(委員)

市町の事務だとまとめるのが大変ではないのか。

(事務局)

市町からも意見を聞いているが、本部の一本化はやむをえないという意見をいただいている。しかし、まだ気運の醸成ができていない。

(委員)

広域化は市町が決めるのか。

(委員長)

最終的に首長と議会で決めることになる。

(委員)

新しい組織は消防だけなのか。ゴミなどはどうなるのか。

(事務局)

消防だけである。

(委員)

もう1点、消防無線のデジタル化はもう切り替わっているのか。

(委員)

まだ切り替わっておらず、アナログのままである。

(委員)

消防は市町村消防の原則であるので、市町が行うのが基本である。

愛知郡広域行政組合消防本部は市町村合併の関係があって、行政経営上の不合理がある。

湖北地域消防本部は平成18年4月に広域化したがる、課題がたくさん残っている。

行政経営としての検討と消防部門としての検討が必要であり、後は首長の判断である。

(事務局)

項目ごとに課題を検討していく必要がある。

(委員)

デジタル化は県一元化でなければいけないものか。

(委員長)

デジタル化はしなければならないが、県一元化は行おうとするものである。本部も一本化すると、少子高齢化への対応がしやすくなり、財政上の負担も少なくなる。

(事務局)

市町村合併であると地方交付税の額は落ちていくが、消防の広域化の場合、地方交付税は広域化前のままである。26市町すべてが参画した場合、メリットはでる。

(委員)

目指す方向は本部の一本化でも、プロセスは大変であろうと思われる。

(委員)

細かくみると大変なことは多々ある。消防本部ごとに消防車や救急車の到着基準が異なる。本部を一本化したときにどの水準に設定するのかという問題がある。はしご車などをまとめることができるのはメリットである。

(委員)

本部を一本化しなければいけない通達か何かはあるのか。

(委員)

本部を一本化しないと財政上の支援措置はないのか。

(事務局)

後期高齢者医療制度は県内 26 市町すべてが参画する広域連合であるが、法令上でそう
なっている。消防の場合、通達等はない。

また、財政上の支援措置は平成 24 年度までである。

(委員)

優遇措置はどのくらいあるのか。

(事務局)

特に目立ったものはない。署所等の整備に対するものと、補助金の優先配分である。

(委員)

市町村合併や財政力の格差の問題もある。

(委員)

一番問題なのは自主的な取組ということで、推進計画に書かれると対象となる市町は
広域化の検討をすることになる。一応市町にイニシアチブがあるが、県内消防本部一本
化となったとき、平成 28 年度まで誰がイニシアチブを取るのかが問題になるのではない
か。県は自主的な取組をお願いするだけではすまない。

(委員長)

県は議論の場と連絡調整を願いたい。首長の意見調整もある。

事務局のまとめてもらった方向で、今後検討していただくということでまとめていき
たい。その方向で報告書を出すということでまとめさせていただいてよろしいか。

また、県は今後調整役として重要な役割を果たしてほしい。

(各委員)

異議なし。

(3) 愛知郡広域行政組合消防本部の広域化について

(事務局)

4 ページから 6 ページの愛知郡広域行政組合消防本部の広域化について資料に基づき
説明。

(委員長)

愛知郡広域行政組合消防本部の広域化については、まず市町の境界で分離して広域化
する方向と、消防本部単位で広域化する方向の二つを示してもらった。

これに対して委員の皆さまからご意見やご質問を伺いたい。

(委員)

愛知郡広域行政組合消防本部の意向はどうか。

(事務局)

消防ではなく、最終的には東近江市と愛荘町の首長の意見を聞いた。どちらも前向きに検討されている。

(委員長)

両市町でも検討していただいているところである。

愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部で広域化を検討されるのがいいのではないか。

(委員)

地元でもそれぞれ検討されているようで、広域化の動きは理解されているようである。彦根市は何か意見があったのか。

(事務局)

特に意見をお持ちではなかったが、愛知郡広域行政組合消防本部や愛荘町の意向を尊重されるということであった。

また、彦根市消防本部は事務委託方式、愛知郡広域行政組合消防本部は一部事務組合と方式と異なっており、その違いも問題となる。

(委員)

資料からするとメリットの多い東近江行政組合消防本部との広域化が最も適しているのではないか。

また、救急医療体制が異なる点が挙げられているが、救急については問題ない。

(委員)

市町村合併前の愛知郡の消防団の団長は、すでに東近江市の副団長になられていると聞いたが。

(事務局)

市町ごとに消防団が設置されており、旧愛東町および旧湖東町の消防団の団長が東近江市消防団の副団長になられている。

(委員)

両消防本部の職員の処遇が問題ではないか。また、愛知郡広域組合消防本部の庁舎は新しく、東近江行政組合消防本部はそうではないなどの差がある。ただ、資料にあるとおり彦根市消防本部との広域化は少し難しいのではないか。

首長同士が話し合って進めていただければと考える。

(委員)

私も愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部との広域化の方向でいいと思う。

(委員)

合併新法(市町村の合併の特例等に関する法律)による市町村合併のスケジュールが平成22年までであるが、それとの関係はどうなるのか。

(委員長)

消防の広域化は、原則として市町村合併とは切り離して議論していただきたいと考えている。消防行政の体制のあり方について議論してきている。

議論のまとめとして、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部の広域化でよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部でまとめることが事務的な問題も少なく広域化が望ましいということで結論を得た。

全県1消防本部は望ましい形ではあるが平成24年までの実現は難しいので、平成28年までの実現を目指す方向で諸課題の検討を進めていただきたい。平成24年までには愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部との広域化が望ましいということで報告したい。

また、報告書を知事あてに提出するが、最終の文案については私と事務局で調整させていただいくということでもよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、事務局とで調整した報告書を事前に各委員にお届けするのでよろしくお願います。それから知事あてに提出する。

それでは、これで当委員会を終了する。

以上